

3.1.10 社会教育系施設

(1) 図書館

(令和4年度末)

区分	図書館	施設数	5 施設	延床面積	4,917 m ²
対象施設	図書館				
施設の内容	図書、記録、その他資料を収蔵し、市民の利用に供することにより、教養、調査研究、レクリエーションに資することを目的とする施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスポイント（Y² ぷらざ図書・地域情報コーナー、山内公民館図書室、大雄公民館図書室）を含めると、市内全ての地域に設置されています。 ・増田図書館と平鹿図書館は、地域局庁舎との複合化が行われています。 ・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業により、図書館機能を有する新公益施設の建設が行われています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新公益施設の整備に伴い横手図書館、Y² ぷらざの図書・地域情報コーナーの機能を新公益施設に移転します。 ・十文字図書館は、10 年以内に改修の検討が望ましい施設とし、近接する施設の在り方とともに、方向性の検討を行います。 ・その他の図書館等は、引き続き生涯学習の拠点としての役割を担いつつ、利用実績等を加味し、適正なサービスを提供できるよう、市民の利便性の向上を目指しながら、複合化も含めた施設整備の検討を行います。 				

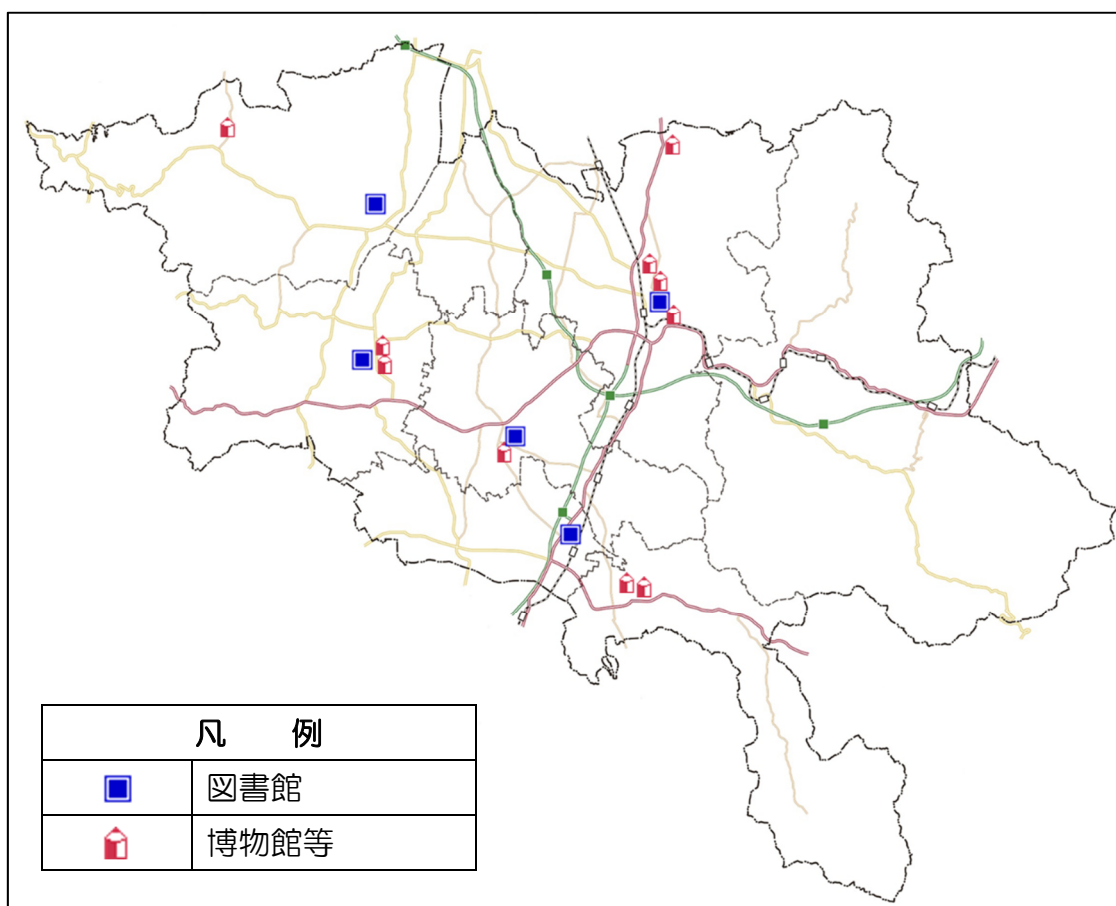
(2) 博物館等

(令和4年度末)

区分	博物館等	施設数	10 施設	延床面積	12,063 m ²
対象施設	記念館、資料館、美術館等				
施設の内容	歴史、文化、まんが、民俗資料、歴史的資料として重要な公文書等の展示、収集を行う施設です。 展示物を通じた参加型の学習や体験を行う等、文化事業の拠点となる施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の文化活動、生涯学習を支える拠点として整備が進められ、民俗資料からまんが等、様々な展示が行われています。 ・横手市増田まんが美術館は、日本で最初の「マンガ原画」をテーマとした美術館として、令和元年度にリニューアルオープンし、文化観光の中核として様々な取り組みが行われていますが、建物の一部や設備に未改修の部分が残っています。 ・明治以降の行政文書や行政資料の収集、保存、公開する施設として、旧鳳中学校を改修した公文書館がオープンしています。 ・市民のサークル活動や文化教室開催等、参加型の施設運営が行われていますが、施設によっては利用者が少ない施設も存在します。 				

<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な展示方法やイベントの開催等により、来館者の増加を図る必要があります。 ・改修が行われた施設においては引き続き適正な施設の維持管理に努めます。なお、老朽化した類似施設もあることから、集約化や複合化を検討し、魅力ある施設への転換を図ります。
---------------	--

図表 3.10 社会教育系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
横手図書館	横手	S59	長寿										
平鹿図書館（平鹿庁舎内）	平鹿	H29	長寿										
雄物川図書館	雄物川	H4	長寿										
大森総合学習センター（大森図書館含）	大森	H11	長寿							外部仕上材改修検討期間			
十文字図書館	十文字	H1	長寿							外部仕上材改修検討期間			
後三年合戦金沢資料館	横手	H3	複減										
石坂洋次郎文学記念館	横手	S62	複減										
横手市公文書館	横手	S58	長寿										
旧片野家	横手	M38	長寿										
横手市増田まんが美術館	増田	H7	長寿										
増田地区伝統的建造物伝承施設（旧石田家）	増田	T15	長寿										
平鹿農村文化伝承館	平鹿	S54	複減										
雄物川郷土資料館	雄物川	S56	長寿										
雄物川民家苑木戸二郎兵衛村	雄物川	H3	長寿										
ほろわの里資料館	大森	H6	複減										

3.1.11 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

(令和4年度末)

区分	スポーツ施設	施設数	39 施設	延床面積	44,788 m ²
対象施設	体育館、野球場、テニスコート、スキー場等				
施設の内容	<p>体育館、野球場、テニスコート、スキー場等、運動やスポーツを行う施設です。</p> <p>「スポーツ立市よこて」を宣言しており、活力と魅力にあふれ、いきいきとした地域社会を築く、地域振興の拠点としての役割も担っています。</p>				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館、野球場等の大規模な施設から、学校や社会教育施設に付属する体育館や多目的施設まで、市内にはスポーツを行うことができる多くの施設があります。 ・横手市スポーツ推進計画では、利用実態を把握し適正な施設の在り方を検討するとともに、既存施設を有効活用出来るように計画的な修繕や統廃合を進めることとしています。 ・各体育施設は、全市的な競技用施設、地域的な施設、コミュニティ的な施設に分類し、それぞれの施設管理者による管理、整備が行われてきました。 ・スポーツ施設は、学校開放を行っている施設等も含めるとかなりの施設数になります。市民の利用ニーズが高いという特徴もありますが、施設の規模や機能によって、管理にかかるコストが高くなるという面もあります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・横手体育館の在り方について、令和2年度に「横手市公共施設再配置に関する市民検討委員会」が設置され、委員会からは「令和7年度までに建て替えを実施する。」との提言が出されました。市全域、県南部の中核的なスポーツ施設として設備の充実や観客席の拡充を図るとともに、災害時の指定避難所としての防災機能を併せ持つ、スポーツ、文化、防災の拠点施設としての建て替えを行います。 ・天下森スキー場については、横手公園スキー場の廃止によって市内唯一のスキー場となることから、安全性や利便性、サービスの向上を図るための全体計画を策定しながら、計画的な改修を進めます。 ・地域的な施設、コミュニティ的な施設の在り方を検討するワークショップを開催し、地域の特色や施設の配置バランスを考慮しながら、集約や統廃合等を検討します。 				



建て替えが行われる横手体育館

(2) レクリエーション施設・観光施設

(令和4年度末)

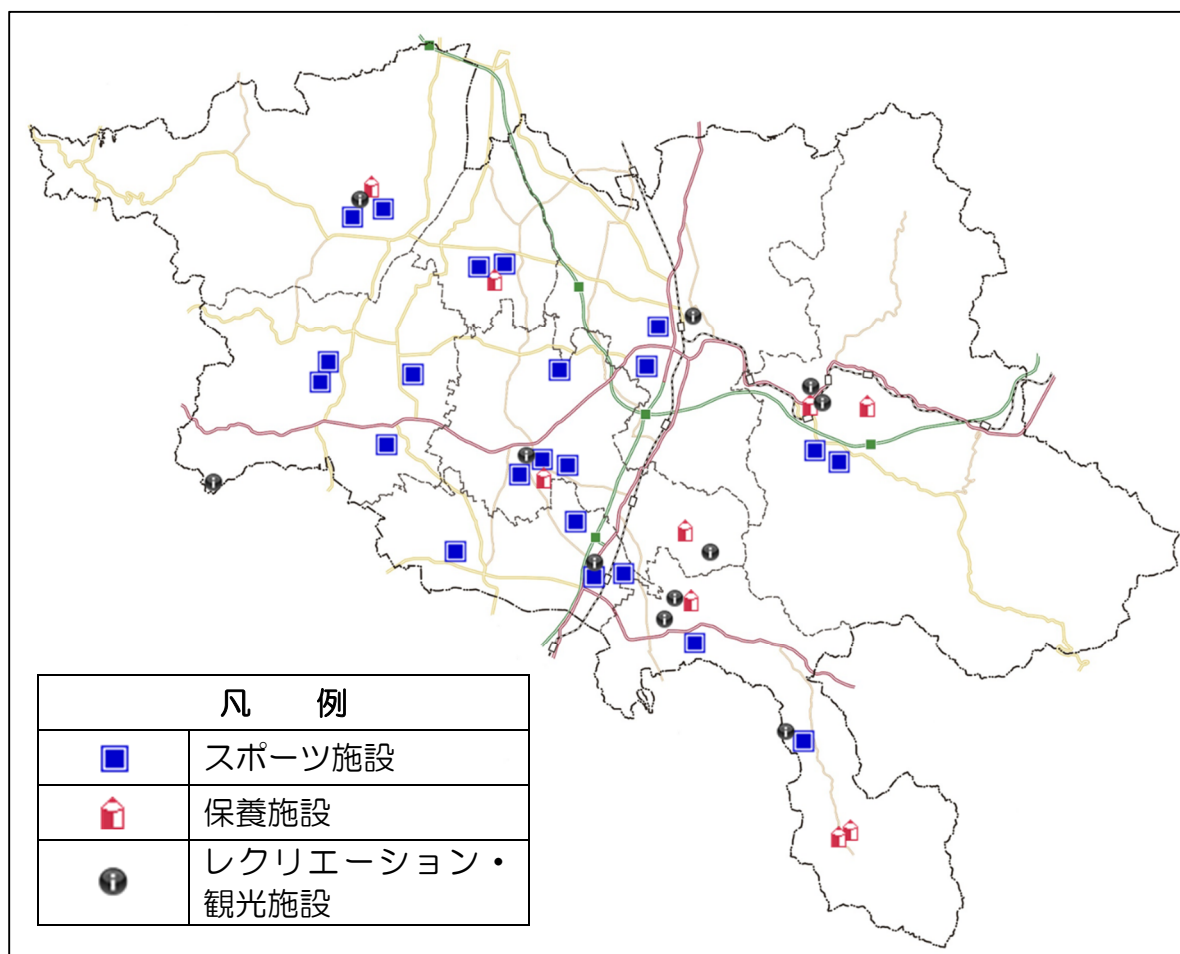
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	23 施設	延床面積	4,791 m ²
対象施設	道の駅、いこいの森、バーベキュー広場等				
施設の内容	観光施設、道の駅、いこいの森等の施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設や道の駅等は、横手市観光振興計画や横手市歴史的風致維持向上計画、横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画等で、市の観光資源として欠くことの出来ない施設に位置付けられており、長寿命化を図りながら管理しています。 いこいの森は、市民に憩いと学びの場を提供する施設として、維持管理が行われています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設は、市の観光推進の核となる施設であり、長寿命化を図ります。 レクリエーション施設等は、施設の利用状況や老朽化の状況を確認しながら、長寿命化や統廃合、廃止を検討します。 				

(3) 保養施設

(令和4年度末)

区分	保養施設	施設数	12 施設	延床面積	16,994 m ²
対象施設	温泉施設、休養施設				
施設の内容	公共温泉施設、スキー場やキャンプ場付属の休養施設です。 公共温泉施設は、浴場、宿泊施設、レストラン等を備えた宿泊又は日帰りの温泉施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 公共温泉施設は、平成28年3月に策定した「公共温泉施設の在り方・再編方針」を基本として、民営化に向けた取り組みを進めることとし、9施設のうち6施設（さわらび、ゆーらく、雄川荘、えがおの丘、大森健康温泉、鶴ヶ池荘）を平成30年4月に民間へ譲渡しました。 譲渡した施設のうち、さわらび、ゆーらくが令和2年7月に、鶴ヶ池荘が令和3年4月に市に返還されています。 市が所有する施設は、営業施設3、休業施設3の計6施設となりましたが、最終的な方向性等を決定する必要があります。 休養施設等は、スキー場やキャンプ場等の利用状況の影響を受けたり、市民ニーズに対応しきれていない利用頻度の低い施設もあります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 返還された3施設を含む公共温泉施設6施設は、配置されている地域の地理的条件や近接競合施設の状況、施設の老朽度合等も考慮しながら、改めてその位置付けや方向性等に関して検討します。 休養施設等は、利用状況や必要性等を総合的に判断して、その方向性を検討します。 				

図表 3.11 スポーツ・レクリエーション系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画			
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
赤坂総合公園	横手	H13	長寿	大規模改修検討期間								
横手体育館	横手	S53	長寿	建替								
横手多目的運動広場（旧市営球場）	横手	S52	譲渡									譲渡
横手スキー場	横手	S56	廃止	廃止		解体						
横手武道館	横手	H8	長寿						外部仕上材改修検討期間			
天下森スキー場	増田	S58	長寿	大規模改修期間								
増田体育館	増田	H3	長寿	大規模改修検討期間								
増田野球場	増田	S55	維持									
増田ニュースポーツ広場	増田	H4	維持									
浅舞都市公園相撲場	平鹿	H3	長寿									
浅舞スポーツセンター	平鹿	H10	廃止				廃止					
浅舞陸上競技場	平鹿	S46	維持									
十五野公園（平鹿野球場）	平鹿	H5	長寿									
平鹿体育館	平鹿	S50	統合									
吉田多目的運動広場	平鹿	S46	維持									
平鹿農業者トレーニングセンター	平鹿	S59	統減					統減				
雄物川体育館	雄物川	S54	長寿				大規模改修検討期間					
雄物川陸上競技場	雄物川	S57	維持									
中島グラウンド	雄物川	H7	維持									
沼館野球場	雄物川	S50	維持									
八幡野グラウンド	雄物川	H20	維持									

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

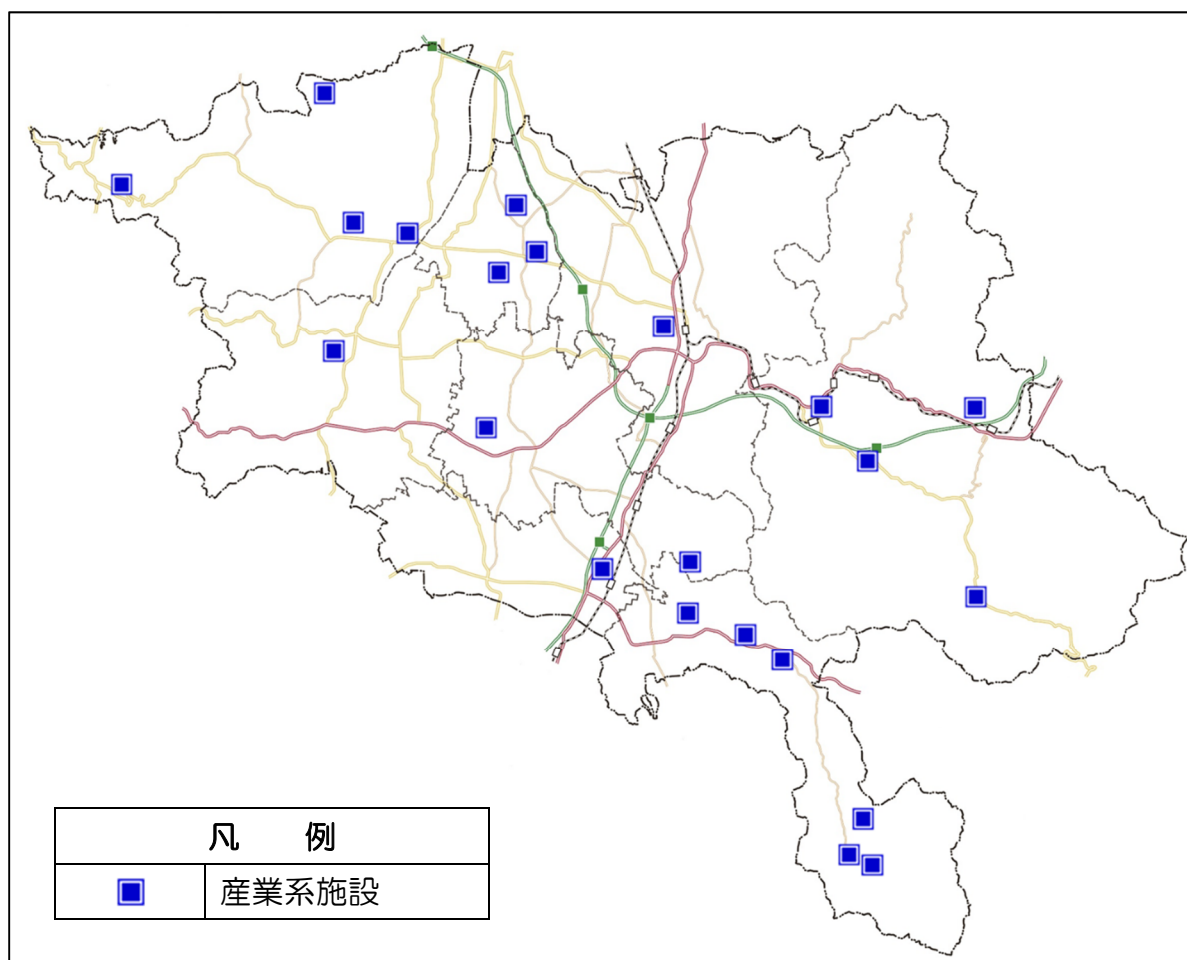
建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
大森体育館	大森	S55	統合										
大森野球場	大森	S61	長寿										
大森多目的広場	大森	S63	長寿										
白山体育館	大森	S51	統減										
大森テニスコート	大森	H11	長寿										
大森テニスコートクラブハウス	大森	R2	長寿										
十文字野球場	十文字	S58	複合										
十文字陸上競技場	十文字	H15	長寿										
十文字テニスコート	十文字	H2	長寿										
十文字B&G海洋センター	十文字	S58	維持										
十文字相撲場	十文字	H16	維持										
十文字卓球場	十文字	S47	複減				統減						
山内体育館	山内	S59	長寿										
山内テニスコート	山内	H7	長寿										
山内野球場	山内	S55	維持										
山内陸上競技場	山内	S55	維持										
大雄運動公園「スタジアム大雄」	大雄	H8	長寿							外部仕上材改修検討期間			
大雄農業者トレーニングセンター	大雄	S53	統減				統減						
鐘楼堂	横手	S39	長寿										
天下森ふれあい農園	増田	H1	維持										
増田地区伝統的建造物群観光拠点施設「蔵の駅」	増田	M24	長寿										
増田生活環境施設「ほたる」	増田	H27	長寿										
平鹿レストハウス	平鹿	H3	譲渡					譲渡					
大森バーベキュー広場	大森	S63	譲渡										
大森リゾート村休憩施設	大森	H4	譲渡										
大森子どもの広場	大森	R1	長寿										
十字の里屋外ステージ	十文字	H1	維持										
十字の里チェリープラザ	十文字	H1	維持										
道の駅十文字	十文字	H18	長寿										
国産材需要開発センター	山内	H7	譲渡					譲渡					
道の駅さんない	山内	H11	長寿										
山内地場産品直売施設	山内	H15	譲渡				譲渡						
横手いこいの森	横手	S52	維持										
横手市緑地休養センター	横手	S57	廃止					廃止					
あしたの森	増田	H15	廃止			廃止							
亀田稲荷の森	増田	H12	廃止			廃止							
平鹿いこいの森	平鹿	H1	維持										
鍛冶台いこいの森	雄物川	S51	維持										
緑地等利用休養施設	大森	H5	維持										
小目倉沢生活環境保全林 東屋 (O1)	山内	H1	維持										
小目倉沢生活環境保全林 東屋 (O2)	山内	H1	維持										
増田地域間交流拠点施設 (上畑温泉さわらび)	増田	H11	譲渡										
平鹿ときめき交流センター ゆっふる	平鹿	H6	譲渡										
大森産業振興館 (さくら荘)	大森	S61	譲渡										
大森林業者等休養福祉施設さくら荘	大森	S57	譲渡										
温泉保養施設 鶴ヶ池荘・おんせん館	山内	H9	—										
大雄ふるさとセンター1号館	大雄	H4	譲渡										
大雄ふるさとセンター3号館 (1号館と同)	大雄	H4	譲渡										
ゆとりおん温泉送湯施設	大雄	H4	譲渡										
増田休養施設 真人山荘	増田	S43	譲渡			譲渡							
農村体験学習施設 アイリスハウス	平鹿	H3	長寿				外部仕上材改修検討期間						
大森コテージ	大森	S63	譲渡										
山内林業者等緑地休養施設 やまばと山荘	山内	S59	維持										

3.1.12 産業系施設

(令和4年度末)

区分	産業系施設	施設数	22 施設	延床面積	20,482 m ²
対象施設	育苗施設、加工施設、堆肥センター、園芸振興拠点センター等				
施設の内容	農業生産振興や体験農業、研修等のための施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業振興に必要な施設として、国などの補助事業により整備された施設です。 ・農業政策を取り巻く情勢の変化等を把握しながら、各施設の在り方を見直す必要があります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業振興という本来の設置目的を現在も果たしているか再評価を行い、施設の利用状況によっては民間への譲渡や貸付けを検討します。 ・老朽化し、利用頻度の低い施設は廃止します。 				

図表 3.12 産業系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
横手市地域種苗支援センター	大雄	H4	長寿				外部仕上材改修検討期間						
横手市園芸振興拠点センター	大雄	H30	長寿										
増田堆肥処理センター	増田	S56	譲渡		譲渡								
平鹿有機センター	平鹿	H6	長寿										
大森堆肥センター	大森	H6	譲渡					譲渡					
大雄堆肥センター	大雄	H16	長寿										
旧大雄堆肥供給公社	大雄	S56	廃止			解体							
わらび園	大森	S54	廃止										
葉たばこ育苗センター	山内	S52	譲渡				譲渡						
水稻育苗センター	山内	S54	譲渡			譲渡							
増田特産品開発研修施設	増田	H1	維持										
特産品生産振興センター 穀類乾燥貯蔵施設	増田	S57	譲渡		譲渡								
大森農産物食品加工体験施設	大森	H15	譲渡					譲渡					
山内農林産物加工施設	山内	H1	譲渡				譲渡						
BDF精製施設	平鹿	R1	長寿										
横手市総合技能センター	横手	H10	維持										
増田ふるさと公園	増田	H11	譲渡			譲渡							
地域心れあい施設 たかね	増田	H11	譲渡		譲渡								
平鹿地域市民農園	平鹿	H24	維持										
いきいき農園	大森	H13	廃止						廃止				
外畑牧場	増田	S45	譲渡			譲渡							
鍋ヶ沢牧場	山内	H3	維持										



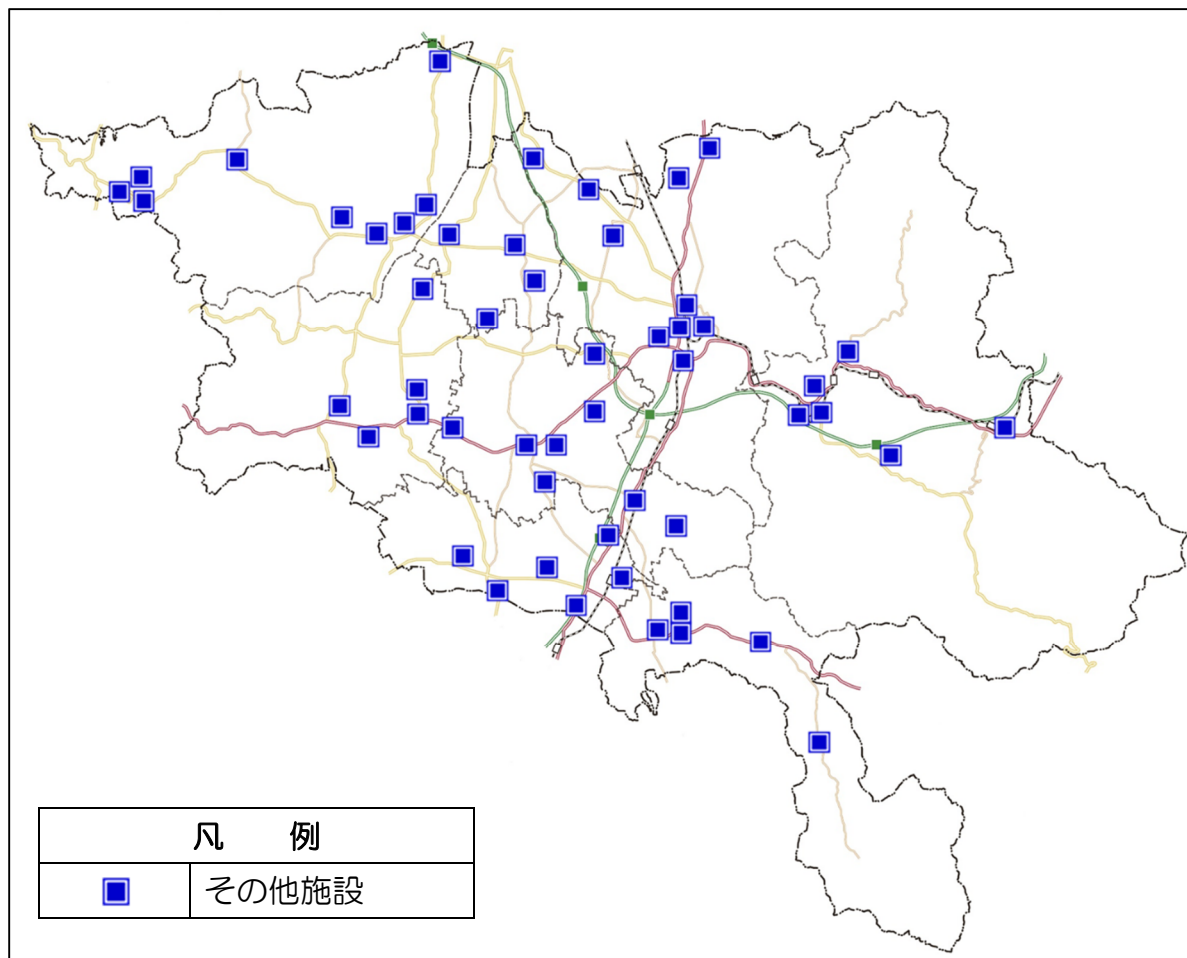
横手市園芸振興拠点センター（旧大雄中学校の校舎を一部利活用）

3.1.13 その他施設

(令和4年度末)

区分	その他施設	施設数	66 施設	延床面積	51,374 m ²
対象施設	駐輪場、公衆トイレ、用途廃止による未利用施設等				
施設の内容	駅や観光地付近の公衆トイレや駐輪場、他の大分類に区分されないものの、必要とされている施設、又は用途廃止等による未利用施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況が把握しにくい公衆トイレ等もあり、老朽化に対応する優先順位が低くなっています。 ・未利用施設の方向性（解体を含む）を検討する必要があります、 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他施設に分類されている施設は、利用状況や建物の状況を考慮し、総量の縮減に努めます。 ・公衆トイレ等は、利用状況と必要性を把握しながら、適切な維持をしていきます。 ・未利用施設では、市場性の確認を含めて、民間事業者の皆様から広く意見を求めるサウンディング型市場調査の実施の検討を行います。 				

図表 3.13 その他施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
横手第4分団第3部ポンプ小屋	横手	H3	-										
旧市民一時避難所仮設住宅	横手	H13	廃止										
旧東部環境保全センター 作業員詰所・車庫	横手	S58	廃止										
旧横手市高齢者センター	横手	H2	維持		廃止	解体							
旧糸里跡広場	横手	S54	廃止		廃止	解体							
旧横手就業改善センター	横手	S54	廃止		廃止	解体							
旧金沢公民館	横手	S47	複減										
駅東口歩行者用シェルター	横手	H24	長寿										
旧前郷中間書庫（旧市史編さん室）	横手	S47	廃止		廃止	解体							
湯湯施設（横手温泉）	横手	S41	譲渡										
横手駅東口市営駐車場	横手	R4	長寿		新築								
旧上畑温泉ゆーらく車庫	増田	H4	廃止										
旧増田町診療所	増田	S28	廃止	廃止									
旧養護老人ホーム ひらか荘	平鹿	S50	廃止		廃止								
ひらかニュータウン前バス待合所	平鹿	H9	維持										
旧平鹿地域局公用車庫庫（貸付）	平鹿	S47	廃止										
旧雄物川第1分団第1部下川原消防器具置場	雄物川	H12	統減			解体							
旧雄物川第1分団第6部水沢消防器具置場	雄物川	S39	廃止		廃止								
旧雄物川第4分団第1部小出消防器具置場	雄物川	S37	統減										
旧雄物川第4分団第4部下大見内消防器具置場	雄物川	S43	統減										
旧里見高花児童館	雄物川	S51	廃止			解体							
旧里見公民館分館 雄南のびる館	雄物川	S54	廃止		廃止		解体						
旧あかまつ荘（休憩所）	雄物川	S59	廃止										
旧雄物川北小学校（閉校）	雄物川	S46	廃止				解体						
旧消防署大森大雄分署	大森	S48	統減										
旧第四分団小山班消防器具置場	大森	S56	長寿										
旧第十分団小屋ノ沢班消防器具置場	大森	S40	長寿										
旧大森学校給食センター	大森	H10	統減			統減							
旧西部環境保全センター（ストックヤード他）	大森	H2	廃止										
旧農村婦人の家	大森	S58	廃止		廃止								
旧大森公園スキー場（機械置場等）	大森	S57	-										
旧消防署十文字分署	十文字	S47	統減										
旧植田小学校	十文字	H2	統減	統減									
旧十文字第一小学校	十文字	S52	統減	統減									
旧十文字第二小学校	十文字	H7	長寿			大規模改修							
旧睦合小学校	十文字	S47	統減	統減									
旧十文字農家高齢者創作館	十文字	S51	複減	複減									
旧十文字西原職員住宅	十文字	S46	廃止		廃止								
旧総合文化センター（十文字公民館）	十文字	S46	廃止			解体							
旧総合文化センター（十文字体育館）	十文字	S46	廃止			解体							
古内河川運動公園	十文字	S57	維持										
志摩河川運動公園	十文字	S59	維持										
旧山内公民館 三又分館	山内	H11	廃止		廃止			解体					
旧山内公民館 吉谷分館	山内	S34	廃止		廃止		解体						
旧大雄消防団第1分団第2部第2班消防ポンプ置場（三村）	大雄	S54	統減										
旧大雄消防団第2分団第2部第2班消防ポンプ置場（桜森）	大雄	S48	統減										
横手駅前自転車駐輪場	横手	H5	長寿										
横手駅西口駐輪場	横手	H24	長寿										
本庁職員駐輪場	横手	H23	維持										
醍醐駅前自転車駐輪場	平鹿	S54	長寿										外部仕上材改修検討期間
富士見大橋下トイレ	横手	H8	長寿										

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ふるさとの川公衆トイレ(南小前)	横手	H4	長寿										
増田町朝市トイレ	増田	H19	維持										
清真苑公衆便所	増田	H28	長寿										
醍醐駅トイレ	平鹿	H18	長寿										
大森町総合案内所	大森	H2	維持										
前田地区公衆トイレ	大森	H4	維持										
保呂羽山公衆トイレ	大森	H23	長寿										
筏の大杉観光トイレ	山内	H9	維持										
旧金沢中学校（貸付）	横手	S57	-										
旧りんごの里物産館（貸付）	増田	H2	譲渡										
旧山内歯科診療所	山内	H5	廃止			解体							
旧山内中学校	山内	H21	統減										
旧山内学校給食センター（貸付）	山内	H4	譲渡										
旧大雄中学校（食堂貸付）	大雄	S48	譲渡					譲渡					
旧大雄学校給食センター（貸付）	大雄	S47	譲渡					譲渡					



多目的施設への改修が予定されている「旧十文字第二小学校」

3.2 土木系公共施設（インフラ）

3.2.1 道路・橋梁・トンネル・道路附属物

（令和4年度末）

区分	道路、橋梁、トンネル、道路附属物
対象施設	道路：管理路線数 4,447 路線、道路実延長 2,208km
	橋梁：1,233 橋、橋長 約 11.3km
	トンネル：5 箇所、約 1.5km
	道路附属物：歩道橋 37.8m、スノーシェッド 114.0m
施設の内容	市民生活の都市基盤として、道路法に基づいて設置しています。
現状と課題	<p>1. 施設の状況</p> <p>市道幹線の整備状況は、令和4年度末現在で道路改良率 97.75%となっています。</p> <p>高度経済成長期に整備された道路や橋梁等の更新時期を迎えるにあたり、適正な施設の管理による更新時期の平準化や長寿命化が求められています。</p> <p>都市計画道路は、平成23年度に長期未着手道路等の見直し作業を行い、52路線中19路線を廃止し、現在では33路線となっています。整備状況は令和2年度末現在で整備率 72.8%となっています。</p> <p>2. 施設の維持、更新状況</p> <p>平成26年に道路施設に関する定期点検要領が策定され5年に1回の点検が義務化されたことを受けて、施設の点検に着手しています。</p> <p>橋梁、トンネル、道路附属物の老朽化による問題は、現時点では顕在化していませんが、今後、大量の更新時期が集中するものと考えられます。令和2年度には橋梁長寿命化修繕計画を策定し、令和4年度にはトンネル長寿命化修繕計画並びに道路附属物長寿命化修繕計画を策定して、将来に向けたコスト削減への取り組みが進められています。</p> <p>3. 需要、運営状況</p> <p>市民に身近な生活道路の舗装等の整備要望は増加傾向にあります。</p> <p>道路の損傷による安全性や利便性の低下を避けるため、定期的なパトロールの実施により、維持管理に向けた施策を実施しています。</p> <p>市民との協働による維持管理への取り組みとして「横手市公共施設市民サポーター制度」が運用されています。</p> <p>4. 防災対策</p> <p>復旧体制では、「横手市地域防災計画」における災害時の緊急輸送道路や行動マニュアル、及び市内建設業協会等との災害時協力協定等を指定、整備済です。</p> <p>橋梁、トンネル、道路附属物は、定期点検要領に基づき、5年を1サイクルとする頻度で点検を継続していきます。なお、秋田県緊急輸送道路に指定されている道路の橋梁や、高速道路、鉄道等をまたぐ橋梁に危険箇所を発見した場合は、優先的に修繕等を実施します。</p>

<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設は、定期点検要領に基づく施設の維持、更新を行います。 ・橋梁、トンネル、道路附属物に関しては適正な維持管理を行い、それぞれの長寿命化修繕計画に基づき、施設の重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を目指します。 ・周辺環境の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の質的向上、統合、縮小、廃止、撤去等を含めた検討を進めます。
---------------	---

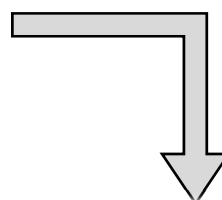
3.2.2 河川

(令和4年度末)

<p>区分</p>	<p>河川</p>
<p>対象施設</p>	<p>河川：準用河川 8本、延長 21km</p>
<p>施設の内容</p>	<p>市民生活の都市基盤として、河川法に基づいて設置しています。</p>
<p>現状と課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の充足、配置状況 市内には8本の準用河川があり、主に市西部の雄物川地域、大森地域に配置されています。 2. 施設の維持、更新状況 必要に応じて、洲ざらい等の維持管理を行っています。 3. 利用、運用状況 管理にあたっては、パトロールの実施の他、住民からの通報等に基づく点検、補修を行っています。 4. 防災対応 河川整備や治水施設整備に合わせ横手市水防計画を策定し、水害による被害の軽減を図っています。洪水ハザードマップを作成し、災害に備える体制の構築を図っています。
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設の整備を行います。 ・長寿命化計画等、施設の維持、更新に関する計画を策定し、計画的な施設の整備、管理を行います。



長寿命化改修工事が行われている「落合橋」



長寿命化改修工事が完了した「落合橋」

3.2.3 公園等

(令和4年度末)

区分	都市公園	市立公園	農村公園								
対象施設	都市公園：49箇所 供用面積：178.68ha	市立公園：9箇所 供用面積：23.50ha	農村公園：42箇所 供用面積：12.32ha								
	都市公園のうち、野球場、テニスコート等の有料施設のある公園：7箇所（都市公園の箇所数、面積を含む）										
施設の内容	市民生活の社会基盤施設として、都市公園法に基づいて設置しています。	準都市公園として位置付ける一般公園	農村地域の生活環境の改善や、農村の持つ様々な魅力を活かすため、都市との共生、交流などを目的とする公園。農業農村整備事業により整備								
	都市公園のうち、前郷墓園、聖安公園は、墓地の需要にあわせて整備										
現状と課題	<p>1. 施設の充足、配置状況</p> <p>令和4年度末現在、市民一人あたりの都市公園面積は22.9㎡/人となっています。国では「住民一人あたりの都市公園面積の標準を市全域で10.0㎡/人以上を参酌すべき基準。」としており、その基準を大きく達成しています。</p> <p>市街地における一人あたりの都市公園面積は5.7㎡/人であり、国が定める市街地の目標基準である5.0㎡/人をほぼ充足しています。</p> <p>公園の役割のひとつである緑の創出では、農村公園42箇所をはじめ多くの山林、農地を抱える本市にとって、その量は充足されているといえます。</p> <p>2. 公園予算の維持管理費が占める割合</p> <p>市の公園費は、都市公園49箇所、市立公園9箇所、農村公園42箇所のほか、小規模公園を含めると200箇所以上を配置しており、公園緑地等の広さは充足しているため、公園面積拡大のための建設費は近年抑えられています。</p> <p>30年以上前に建設した公園施設の多くが、老朽化により健全度が下がり、利用環境が低下しています。このため、市民の憩いと安らぎの空間を維持するために、施設の更新や修繕等に多額の経費を要しています。</p> <p>近年、国の公園制度は量から質の向上へと変移し、公園施設長寿命化対策やバリアフリー化等を中心に財政支援を行うことで利用者ニーズに対応しています。</p> <p>3. 施設健全度の状況</p> <p>令和4年度に実施した「都市公園に関する公園施設長寿命化計画策定調査」によると、公園施設の劣化判定は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>A判定（おおむね健全な状態）</td> <td>14.4%</td> </tr> <tr> <td>B判定（軽微な劣化が見られるもの）</td> <td>74.6%</td> </tr> <tr> <td>C判定（一部に重度の劣化が見られるもの）</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>D判定（主要部材に重度の劣化があるもの）</td> <td>2.1%</td> </tr> </table>			A判定（おおむね健全な状態）	14.4%	B判定（軽微な劣化が見られるもの）	74.6%	C判定（一部に重度の劣化が見られるもの）	8.9%	D判定（主要部材に重度の劣化があるもの）	2.1%
A判定（おおむね健全な状態）	14.4%										
B判定（軽微な劣化が見られるもの）	74.6%										
C判定（一部に重度の劣化が見られるもの）	8.9%										
D判定（主要部材に重度の劣化があるもの）	2.1%										

	<p>公園施設の点検頻度等を定める公園施設長寿命化計画はおおむね10年で計画の更新を行い、次回更新は令和14年度を予定しています。</p> <p>横手市地域防災計画では、市内公園の多くを「一次避難場所」に指定しています。赤坂総合公園は「広域防災拠点」としてより広範囲の災害被災者に対応するため、自治体間で広域連携協定が結ばれています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、公園施設長寿命化計画に基づき、適正な維持管理を行います。 ・多くの公園ストックを抱える当市において、コンパクトシティー化や居住誘導等と共に公園ストックの再編が求められます。 ・子供が多いエリアでは遊具を多く配置した公園の充実が求められ、高齢者が比較的多いエリアでは健康に配慮した施設を配置する等、利用者の属性に合わせた公園の再配置や施設配置が必要となるほか、比較的規模の大きな公園では目的・機能別に公園を仕分けし、真に必要な位置に公園を統廃合することで、遊休施設の解消や維持管理費の抑制、利用者満足へつなげることが可能となります。 ・公園施設の劣化と維持管理は永久サイクルであることから、風雪等の影響を考慮した施設点検をしっかりと行う等、予防保全に努めます。 ・市内公園の多くが一次避難地に指定されており、防災機能を強化した施設整備や移動等の円滑化対策を講じていきます。



赤坂総合公園「グリーンスタジアムよこて」メインスタンド

3.2.4 農林業施設

(令和4年度末)

<p>区分</p>	<p>農道、林道</p>
<p>対象施設</p>	<p>農道：49路線 農道延長 28.9km 林道：96路線 林道延長 244.3km</p>
<p>施設の内容</p>	<p>土地改良法、森林法統に基づく各種事業で整備された、道路法に基づく道路以外の道路です。</p>
<p>現状と課題</p>	<p>・農作業、森林の管理等のために整備されており、林道は市が維持管理、農道の主な維持管理は使用者に委ねられています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>・適切に現状を維持、管理します。</p>

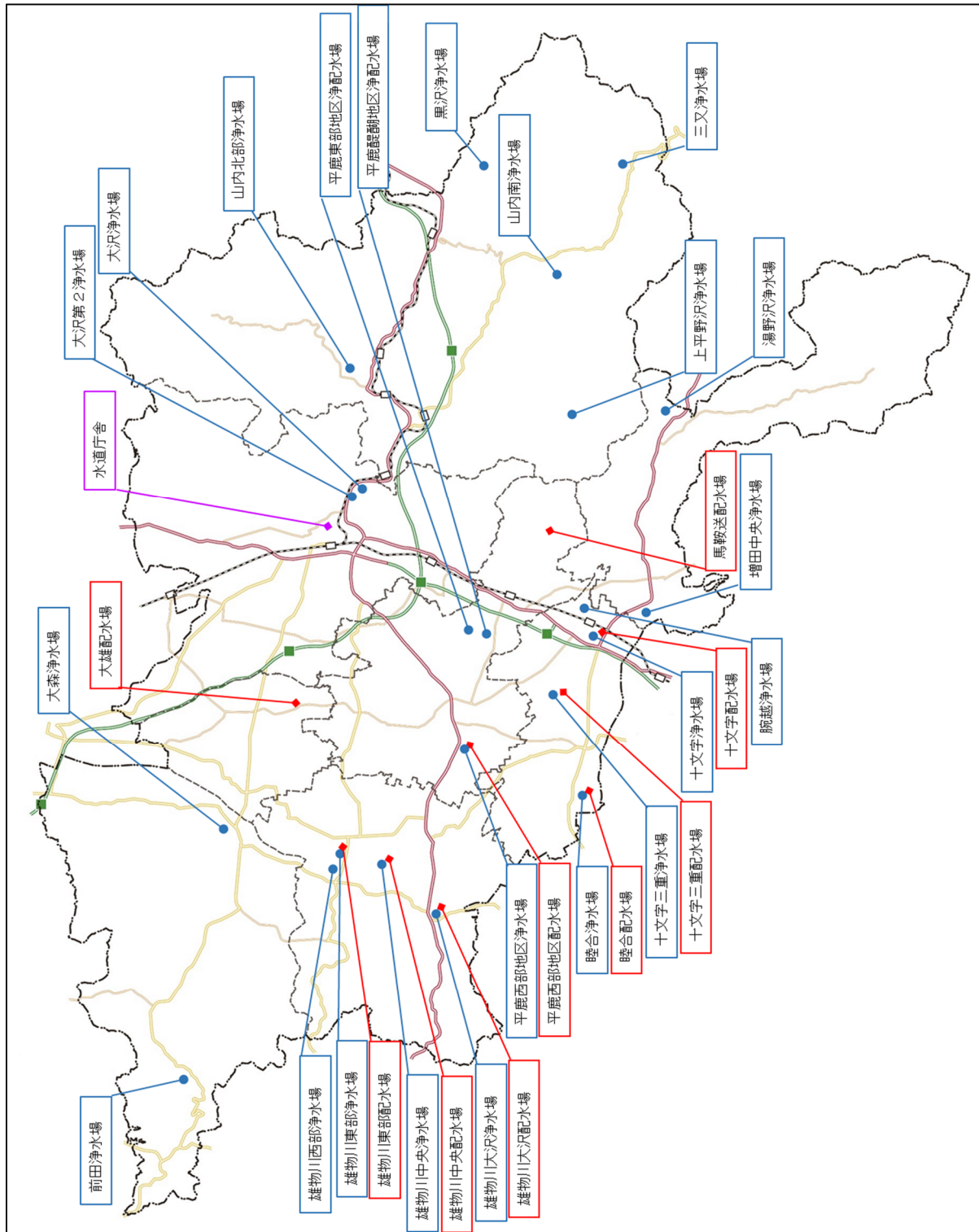
3.3 企業会計公共施設（インフラ）

3.3.1 上水道施設

（令和4年度末）

区分	上水道施設
対象施設	導水管：延長 26km、送水管：延長 44km、配水管：延長 948km 配水場：11、浄水場：22、庁舎：1
施設の内容	生活用水、産業用水を需要者に供給するための施設として設置されています。
現状と課題	<p>1. 施設の充足・配置状況 令和2年度末の水道普及率は83.09%であり、他の類似都市等と比較すると低い水準にあります。</p> <p>2. 施設の維持・更新状況 建築後30年以上経過した浄水場施設が半数を占めており老朽化が進んでいます。また、管路は40年以上経過した経年化管路率が13.64%となっており、財政事情を考慮しながら、管路・更新計画に基づいた計画的な更新を進める必要があります。</p> <p>3. 利用・運営状況 人口減少及び水利用の変化による使用水量の低迷と、給水収益が減少傾向にあります。 水道料金業務、検針業務、浄水場等保守点検維持管理業務に民間委託を導入し、業務の効率化を進めています。</p> <p>4. 防災対応 管路の耐震化は順次進めており、基幹管路の耐震化適合率は令和2年度末で33.1%であり、全国平均40.9%（令和元年度水道統計）より下回っています。なお施設の耐震対応は低く計画的な耐震化が必要です。</p>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計としてアセットマネジメント（資産の管理、運用）に取り組み、経営の健全化を図りながら、計画的な施設の整備、更新及び維持管理を行います。 ・上水道施設の更新等を計画的に進めます。 ・集約可能な施設は、統合・整理・及び広域化を進めます。 ・横手市地域防災計画の災害応急対策として、加圧式給水車の配置等を進めます。

図表 3.14 上水道施設配置状況

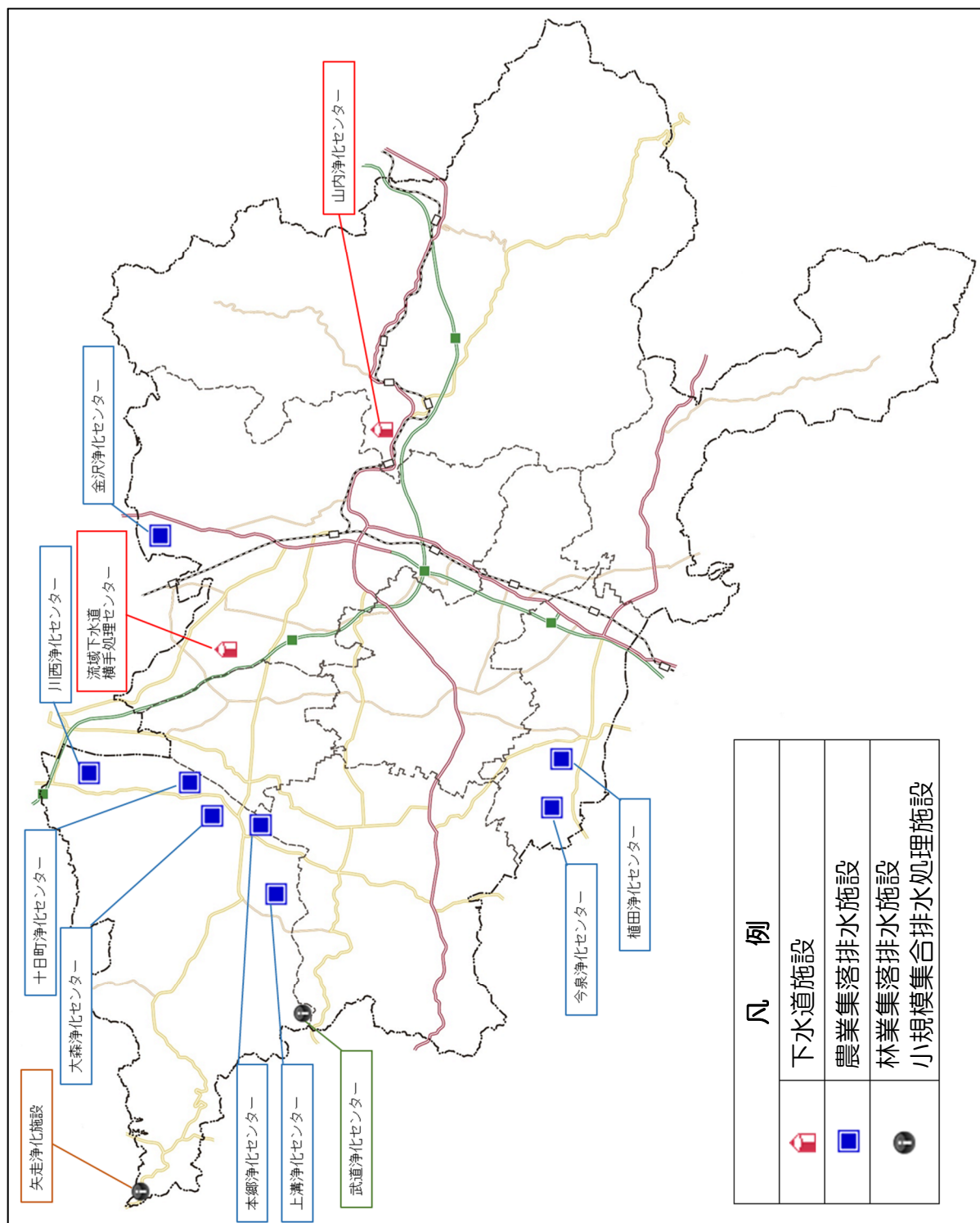


3.3.2 下水道施設、農業集落排水処理施設

(令和4年度末)

区分	下水道施設	集落排水施設等
施設の内容	管路延長 : 348 km 単独処理場 : 1 箇所 (下水処理場 : 1 箇所 流域)	管路延長 : 82 km 処理場 : 10 施設 (農業集落排水 : 8 箇所 林業集落排水 : 1 箇所 小規模集合排水処理 : 1 箇所)
	衛生的で快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を行っています。	農村部における、し尿・生活雑排水を一括処理することで、集落内の生活環境の向上と農業用排水の水質保全を図るため整備を進めています。
現状と課題	1. 施設の充足・配置状況 令和2年度末の生活排水処理施設普及率は79.9%であり、秋田県平均の88.4%(令和2年度末)と比較して低い水準です。 2. 施設の改修・更新状況 管路施設の老朽化による問題は、現時点では顕在化していないものの、今後は更新に向けた取り組みが必要です。 効率的で持続可能な污水处理システム構築のため「横手市生活排水処理構想」を策定しています。 3. 防災対応 「横手市地域防災計画」に基づき管路の耐震化を進めるとともに、地震災害における「地震BCP」 ^⑥ を策定し、円滑、迅速な応急対策や災害復旧を行うこととしています。 ⑥大規模地震時の制約条件等を考慮した下水道被害に対する緊急時の対応計画	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理システムの全体をとらえたアセットマネジメントに取り組み、経営の健全化を図りながら、計画的な施設の維持管理を行います。 横手市生活排水処理構想に沿って、未整備地区の効率的な整備を進めるとともに、污水处理施設の統廃合等により維持管理費の低減を図ります。 単独処理場である山内浄化センターを廃止し、令和5年度には横手市公共下水道に接続して処理を開始する予定です。 農業集落排水施設では、大森地区の十日町処理区と本郷処理区を大森処理区に統合し、令和5年度から大森浄化センターで処理を開始する予定です。 地震以外の災害に関しても、BCP(業務継続計画)の策定に向けて取り組みます。 	

図表 3.15 下水道施設、農業集落排水処理施設配置状況



3.3.3 病院

(令和4年度末)

区分	市立横手病院	市立大森病院
施設の内容	昭和60年8月(A棟) 平成4年7月(B棟) 平成22年4月(C棟) 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建 (一部地下なし、塔屋あり) 延床面積：16,045㎡	平成10年2月 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階建(一部5階建) 延床面積：9,564㎡
	私立横手病院を前身として、明治22(1889)年12月に公立横手病院として開設。 以来、市民の健康保持に必要な医療を提供するため病院事業を実施。	昭和34(1959)年6月に大森町立病院として開設。 以来、市民の健康保持に必要な医療を提供するため病院事業を実施。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市立横手病院は、主な建物が3棟あり、昭和60年、平成4年、平成22年の建設となっています。老朽化の状態や管理の対応も一様でなく、個々の状況を把握しながら、全体として計画的な維持管理の必要があり、A棟を中心に令和2～令和3年度において大規模修繕を施行しています。 市立大森病院は、平成10年に移転新築し、平成14年作業療法室、平成21年人間ドック健診センター、平成24年院内保育所棟を増築しています。施設の劣化状況を見ながら、計画的修繕と早期対応で予防保全に努めており、平成28年度から14系統ある水熱源ユニットの更新工事を行っています。給排水設備や外壁等の劣化も激しく大規模修繕を検討しています。 いずれの施設においても、建築基準法等で定められた定期点検を実施しながら、予算の範囲内において劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施し、病院機能の継続的な提供に努めています。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に対する良質な医療の確保・患者サービスの向上を優先しながら、積極的な経営改善の中で施設の保全を行っていきます。 施設のメンテナンス(定期保全・定期点検)を徹底し、改修、更新を計画的に行い、厳しい財政状況の中でも、ライフサイクルコストの縮減に努め長寿命化を図ります。 	

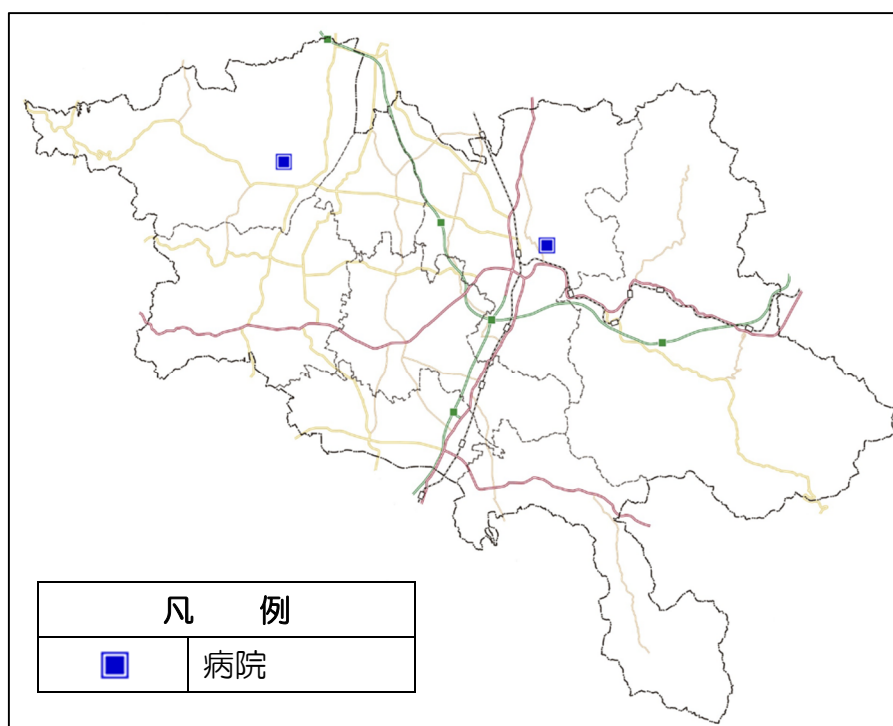


市立横手病院



市立大森病院

図表 3.16 病院配置状況



3.4 土地

(令和4年度末)

区分	行政財産	普通財産
面積	3,576.8万㎡	3,201.6万㎡
施設の内容	公共施設敷地、公園等	廃止公共施設敷地、分収林、未利用地
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市が保有する公共財産のうち土地の合計は6,778.4万㎡です。 ・行政財産が3,576.8万㎡で全体の52.8%、普通財産は3,201.6万㎡で47.2%となっています。これらの土地は、公共施設の敷地や分収林、財産区管理の土地のほか未利用地となっています。 ・合併以降、未利用地の公募売却を行っており、これまで525件、約22.7万㎡の売却実績があります。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の用途廃止や解体によって、未利用土地が増えてくると見込まれますので、次のように積極的な利活用および土地管理コストの縮減に取り組みます。 ・新規に施設を整備する場合は、道路、河川、公園等の整備で他の土地では代替できない場合を除き、まずは既存の市有地、未利用地等の利用、または交換、代替地として市有地を利用することを検討します。 ・市の政策として利活用の可能性がある場合や、将来的な利活用に価値が見い出される場合は、コスト縮減を図りながら適切に管理します。期間を限定して貸付けすること等も検討します。 ・市としての利用予定がなく、売却等が可能な土地は、市場価値を適正に判断し、当初の取得の経緯、利用経緯、周辺土地利用状況を踏まえながら、売却あるいは貸付け等、最適な利用方法を検討し実施します。 ・周辺環境への影響に留意しながら、再生可能エネルギー施設の誘致を検討します。 	



横手市財産経営推進計画（FM計画）

横手市財産経営推進本部（財務部財産経営課）

〒013-8601 秋田県横手市条里一丁目1番64号

TEL 0182-35-2168 FAX 0182-32-4655

E-mail kanzai@city.yokote.lg.jp

URL <https://www.city.yokote.lg.jp/>